

JADR / Joseph Lister Award 規定

(趣旨)

1. 本賞は、歯学の発展に寄与する若手研究者の育成を目的とする。なお、本賞は、国際歯科研究学会日本部会（JADR）に寄付された原資をもって運営する。

(対象)

2. 応募資格者は次の各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) JADR 会員である者
 - (2) 当該年度の JADR / Joseph Lister Award に応募し、学術大会において研究発表した者
 - (3) 3年以上の会員歴を有する者の推薦を受けた者
 - (4) 発表の時点で歯学部学生である者
 - (5) 当該発表の筆頭著者である者

(賞)

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年 3 件以内とし、授賞者には賞状と副賞を贈呈する。

(選考委員会)

4. 本賞授賞対象者の選考にあたっては、当該年毎に Lister Award 候補者選考委員会(以後、選考委員会と呼ぶ)を組織し、本賞授賞に相応しい者を選考する。
5. 選考委員会は、原則として理事および評議員 5 名で構成し、会長がこれを委嘱する。ただし、会長が必要と認めた場合、正会員の中から選考委員を選出することができる。
6. 本選考委員会に、委員長と副委員長をおく。
7. 委員長には理事がこれにあたり、副委員長には委員長が指名した者をあてる。副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
8. 委員長は授賞候補者の選考過程および選考結果を理事会に報告する。

(授賞者の決定)

9. 授賞者の決定は選考委員会の選考結果に基づき、理事会の承認を経て行う。

(授賞者の表彰)

10. 授賞者の表彰は、JADR 学術大会で行う。
11. 本賞は、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社のスポンサーシップによる。

(施行細則)

12. 応募方法、選考方法、授賞方法等の詳細は別に施行細則を定める。

(規定の改訂)

13. 本規定の改訂は、理事会の承認をもってする。

附則 本規程は 2012 年 5 月 21 日から施行する。

JADR / Joseph Lister Award 施行細則

1. 本細則は、国際歯科研究学会日本部会（JADR） / Joseph Lister Award の選考にあたり、必要な事項を定めるものである。尚、The Annual Meeting of IADR Asia/Pacific Region が開催される年には、同 Meeting における Joseph Lister Award の規定に従うものとする。

（応募方法）

2. 応募要領については、学会ホームページ（JADR conference web site）に掲載すると同時に、各大学の評議員経由で周知を図る。
3. 応募者は、アブストラクト（IADR home page を介して JADR の Divisional Abstract Submission page へ既に提出した abstract と同一のもの）と共に、氏名、所属、生年月日、年齢、推薦者による推薦理由等を明記した申請書を e-mail に添付して学術大会事務局へ送付する。
4. 発表形式はポスターとする。
5. 応募者は、発表日において歯学部学生である者とする。
6. 推薦者は所定の書式で、所属、会員歴、推薦理由等を記載する。但し、当該年における同一推薦者による複数の推薦は認めないものとする。

（選考方法）

7. 選考にあたってはアブストラクト、応募書類等により採点を行う。
8. 得点の上位者より授賞候補者の適否を決定する。ただし、同得点の場合は委員の投票により授賞候補者の適否を決定する。
9. 審査対象者が当該年度 IADR Travel Award（Hatton Travel Award）受賞者となった場合は、その者を審査対象から外す。

（授賞方法）

10. 学術大会における授賞者の発表内容、発表方法により表彰順位を決定する。
11. 学術大会の開催中（例えば懇親会席上あるいは閉会式など）に表彰する。
12. 賞状と副賞を授与する。

（細則の改定）

13. この細則の改定は、理事会の承認をもってする。

この細則の施行期日は 2012 年 5 月 21 日とする。